

○北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する北海道札幌方面警察署長専決規程

北海道警察本部訓令乙第1号

昭和33年4月1日

改正 昭和34年3月警察本部訓令乙第1号、35年12月警察本部訓令甲第17号、36年1月警察本部訓令乙第1号、37年12月第3号、41年12月6日警察本部訓令甲第10号、19日警察本部訓令乙第1号、43年5月24日第1号、44年11月24日警察本部訓令第29号、47年11月1日第13号、48年1月11日第1号、8月1日第16号、53年8月23日第9号、11月15日第11号、55年11月20日第11号、12月22日第13号、57年3月3日第1号、58年1月13日第1号、60年2月13日第2号、62年7月1日第9号、平成元年3月30日第8号、4年2月19日第5号、6年5月9日第13号、7年10月17日第22号、10年3月27日第10号、11年3月24日第13号、13年2月27日第1号、7月26日第20号、8月9日第23号、14年3月1日第2号、5月30日第15号、7月10日第18号、17年11月30日第34号、18年4月27日第15号、9月22日第26号、19年5月25日第10号、20年6月30日第11号、11月20日第17号、11月27日第19号、12月25日第25号、21年6月18日第19号、8月20日第22号、12月4日第27号、24年3月15日第4号、28年3月14日第4号、9月7日第26号、29年3月15日第6号、9月14日第22号、30年10月9日第12号、令和2年2月28日第1号、4年3月11日第2号、5年3月16日第8号、6月30日第16号、8月24日第18号、6年3月18日第14号

北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する北海道札幌方面警察署長専決規程を次のように定める。

北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する北海道札幌方面警察署長専決規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）の行う許可、認可その他の行政処分に関し、北海道警察本部長が代行する事務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事項)

第2条 札幌方面警察署長は、次に掲げる事項について、道公安委員会の名において専決することができる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関する次に掲げる事項

イ 許可証の再交付、書換え及び返納並びに風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の交付及び書換え等に関すること。

ロ 構造設備の変更の承認に関すること。

ハ 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の変更届出に関すること。

ニ 特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付及び返納に関すること。

ホ 遊技機の変更の承認に関すること。

ヘ 管理者の講習に関すること。

ト 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の廃止届出及び変更届出に関すること。

チ 無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介

営業の廃止届出及び変更届出に関すること。

リ 店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業停止の標章の取り除きに関すること。

ヌ 性風俗関連特殊営業の届出確認書の交付、再交付及び返納に関すること。

ル 性風俗関連特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付に関すること。

ヲ 無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除却に関すること。

ワ 道公安委員会に対するその業務に関する報告及び資料の提出の要求に関すること。

カ 少年指導委員の委託に関する事務並びに研修及び立入りに関すること。

ヨ 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の受理に関すること。

タ その他風俗営業関係法令に基づき、道公安委員会に提出する各種届出の処理に関すること。

(2) 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この号において「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）に関する次に掲げる事項

イ 許可証の再交付、書換え及び返納に関すること。

ロ 法第27条の規定による他の公安委員会への通知及び法第28条の規定による質置主の保護に関すること。

ハ その他質屋営業関係法令に基づき、道公安委員会に提出する各種届出の処理に関すること。

(3) 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事項

イ 法第5条の規定による許可証の再交付に関すること。

ロ 法第7条の規定による変更の届出及び許可証の書換えに関すること。

ハ 法第8条の規定による許可証の返納に関すること。

ニ 法第10条の規定による競り売りの届出に関すること。

ホ 法第10条の2の規定による古物競りあっせん業者の届出に関すること。

ヘ 法第14条第1項ただし書の規定による仮設店舗における古物営業の届出に関すること。

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この号において「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下この号において「府令」という。）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この号において「指定府令」という。）に関する次に掲げる事項

イ 人命救助等に従事する者及び使用人の届出済証明書の交付、再交付、書換え及び返納に関すること。

ロ 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間の延長に関すること。

ハ 認知機能検査の実施及びその結果に基づく命令に関すること。

ニ 銃砲等及び刀剣類の所持の許可を受けた者が所持することとなった銃砲等及び刀剣類が当該許可に係るものであるかどうかの確認、猟銃及び空気銃に対する番号又は記号の打刻命令並びにクロスボウに対する表示措置命令に関すること。

ホ 猟銃、空気銃及びクロスボウの取扱いに関する講習会の開催、当該講習会の開催に関する事務の一部委託並びに講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関すること。

- ヘ 技能検定通知書の交付に関する事。
 - ト 技能検定合格証明書の書換え及び再交付に関する事。
 - チ 技能講習通知書の交付並びに技能講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関する事。
 - リ 銃砲等及び刀剣類の所持許可証の再交付、書換え及び返納、猟銃・空気銃所持許可証に他の猟銃又は空気銃の所持許可に係る事項の記載並びにクロスボウ所持許可証に他のクロスボウの所持許可に係る事項の記載に関する事。
 - ヌ 猟銃、空気銃及びクロスボウの所持許可の更新に関する事。ただし、不更新処分を除く。
 - ル 猟銃、空気銃及びクロスボウの所持許可の失効又は取消しに係る事項の所持許可証からの抹消に関する事。
 - ヲ 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の提出命令及び仮領置並びに提出され、又は仮領置した銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の返還、売却（売却代金の交付を含む。）及び廃棄に関する事。
 - ワ 府令第117条の規定による台帳の作成及び整理に関する事。
 - カ 教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任及び解任の届出に関する事。
 - ヨ 教習資格認定証及び練習資格認定証の再交付、書換え及び返納に関する事。
 - タ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出及び変更届出に関する事。
 - レ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃に対する番号又は記号の打刻命令に関する事。
 - ソ 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の提出命令及び仮領置に関する事。
 - ツ 仮領置した教習用備付け銃及び練習用備付け銃の返還、売却（売却代金の交付を含む。）少射撃資格認定証の再交付、書換え及び返納に関する事。
 - ナ 年少射撃資格講習修了証明書の交付、再交付及び書換えに関する事。
 - ラ クロスボウ射撃資格認定証の再交付、書換え及び返納に関する事。
 - ム 銃砲等及び実包等の保管状況について必要な報告の徴収に関する事。
 - ウ 猟銃及び猟銃に適合する実包の保管場所に対する立入検査に関する事。
 - ヰ 銃砲等及び刀剣類の所持の許可を受けた者及び受けようとする者が法の許可の基準に適合しているかどうか、並びに年少射撃資格者及び年少射撃資格の認定を受けようとする者が法の認定の基準に適合しているかどうかの調査及び調査のための受診命令に関する事。
 - ノ 許可をした猟銃、空気銃及びクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、並びに許可をした銃砲等及び刀剣類の所持が適正に行われているかどうかの検査及び必要な報告の徴収に関する事。
 - オ 指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者に対する業務報告の徴収及び立入検査に関する事。
 - ク その他法、府令及び指定府令の規定による道公安委員会に対する各種届出及び申請の受理に関する事。
- (5) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下この号において「府令」という。）に関する次に掲げる事項
- イ 法第19条第1項から第3項までの規定による火薬類運搬届の受理、火薬類運搬証

- 明書の交付及び災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な指示（火薬類運搬証明書への記載を含む。）に関すること。
- ロ 法第19条第4項の規定による火薬類運搬証明書の有効期間の決定、再交付、書換え及び返納に関すること。
- ハ 法第43条第2項の規定による立入検査に関すること。
- ニ 法第50条の2第1項及び府令の規定により猟銃用火薬類等について道公安委員会が行う次に掲げる事項
- (イ) 法第17条第1項の規定による譲渡及び譲受けの許可に関すること。
- (ロ) 法第17条第4項及び第6項から第9項まで並びに府令第8条の規定による譲渡許可証及び譲渡許可証の有効期間の決定、再交付、書換え及び返納並びに当該許可証に継続する譲受人記載欄又は譲渡人記載欄の追加に関すること。
- (ハ) 法第24条第1項及び第3項の規定による輸入の許可及び輸入した旨の届出に関すること。ただし、不許可処分を除く。
- (ニ) 府令第9条第3項及び第4項の規定による輸入許可書の記載事項変更届に関すること。
- (ホ) 法第25条第1項の規定による消費の許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。
- (ハ) 府令第11条第2項の規定による消費許可書の記載事項変更届に関すること。
- (ト) 府令第14条の規定による譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可に関する台帳の作成及び整理に関すること。
- ホ 法第52条第1項の規定による道公安委員会の意見に関すること。
- ヘ 法第52条第2項及び第3項の規定による道公安委員会に対する通報に関すること。
- (6) 闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例（昭和24年北海道条例第35号）第4条に規定する土佐犬の闘いの許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。
- (7) 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項
- イ 条例第5条の規定による許可証の再交付に関すること。
- ロ 条例第7条の規定による変更の届出及び許可証の書換えに関すること。
- ハ 条例第8条の規定による許可証の返納に関すること。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この号において「法」という。）及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下この号において「府令」という。）に関する次に掲げる事項
- イ 営業所設置等届出に関すること。
- ロ 警備業廃止届出に関すること。
- ハ 法第11条第1項変更届出に関すること。
- ニ 法第11条第4項変更届出に関すること。
- ホ 都道府県内廃止届出に関すること。
- ヘ 服装届出に関すること。
- ト 護身用具届出に関すること。
- チ 服装・護身用具変更届出に関すること。
- リ 機械警備業務変更届出に関すること。
- ヌ 法第46条の規定による報告及び資料の提出並びに法第47条の規定による立入検査に関すること。

- ル その他法及び府令に基づき、道公安委員会に提出する各種届出の処理に関すること。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に関する次に掲げる事項
- イ 信号機の管理に関すること。
 - ロ 道路標識及び道路標示の管理に関すること。
 - ハ 自動車の使用制限書の交付及び運転禁止の標章のはり付けに関すること。
 - ニ 運転禁止の標章の除去申請の受理及び当該標章の除去に関すること。
 - ホ 自動車による車両のけん引許可に関すること。
 - ヘ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許の申請及び願届の受理に関すること。
 - ト 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の交付に関すること。
 - チ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の備考欄の記載に関すること。
 - リ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の電磁的方法による記録に関すること。
 - ヌ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証記載事項変更届の受理及び通知に関すること。
 - ル 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の更新及び定期検査並びにその際における運転に必要な新たな条件の付加に関すること。
 - ヲ 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の返納（還）に関すること。
 - ワ 行政庁等に対する交通法令違反内容等の通知に関すること。
 - カ パーキング・チケット発給設備の管理に関すること。
 - ヨ 特定自動運行の許可証の書換えに関すること。
 - タ 過積載車両の使用者に対する指示書の交付に関すること。
 - レ 申請による運転免許の取消しの申請の受理及び取消通知書の交付に関すること。
 - ソ 運転経歴証明書の交付、記載事項の変更、再交付及び返納に関すること。
- (10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この号において「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下この号において「令」という。）に関する次に掲げる事項
- イ 法及び令に基づき、道公安委員会に対する申請及び届出の処理に関すること。
 - ロ 法第5条の規定による認定等の通知に関すること。
 - ハ 法第21条の規定による報告、資料の提出及び立入りに関すること。
- (11) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この号において「災対法施行令」という。）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この号において「地震法施行令」という。）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この号において「原災法施行令」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この号において「国民保護法施行令」という。）に関する次に掲げる事項
- ア 災対法施行令第33条第1項（原災法施行令第8条第2項において読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。）及び地震法施行令第12条第1項に規定する確認に関すること。
 - イ 災対法施行令第33条第2項（原災法施行令第8条第1項において読み替えて適用

する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。)及び地震法施行令第12条第2項に規定する確認に関すること。

ウ 緊急通行車両及び緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納に関すること。

(12) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受付の事務の処理及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受付の事務の処理に関すること。

(13) 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等に規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項

イ 条例第10条第2項及び第3項の規定による標章の取り除きに関すること。

ロ 条例第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査に関すること。

(14) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この号において「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）に関する次に掲げる事項

ア 法第4条の規定による届出の処理に関すること。

イ 法第13条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査に関すること。

(15) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第6条第1項の規定による申請の受付に関すること。

(16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事項

ア 法第7条の規定による届出に関すること。

イ 法第16条の規定による報告又は資料の提出の要求に関すること。

附 則

この訓令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年警察本部訓令乙第1号）

この訓令は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年警察本部訓令甲第17号）

この訓令は、昭和35年12月20日から施行する。

附 則（昭和36年警察本部訓令乙第1号）

この訓令は、昭和36年2月1日から施行する。

附 則（昭和37年警察本部訓令乙第3号）

この訓令は、北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程の一部を改正する規程（昭和37年北海道公安委員会規程第2号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和41年警察本部訓令甲第10号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年警察本部訓令乙第1号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年警察本部訓令乙第1号）

この訓令は、昭和43年6月10日から施行する。

附 則（昭和44年警察本部訓令第29号）

この訓令は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和48年1月11日から施行する。

附 則（昭和48年警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、第2条第4号ロ、ハ、チ、ル及びオの改正規定中技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可（以下本項において「仮許可猟銃」という。）に係る部分、同号ホの改正規定中仮許可猟銃の所持許可証の交付、再交付、書換え及び返納に係る部分並びに同号ワの改正規定中教習射撃場に係る部分は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和53年警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和55年11月21日から施行する。ただし、第2条第4号タの改正規定中猟銃の保管の設備の改善に係る部分については、昭和56年1月21日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則（昭和60年警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（昭和62年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成14年7月10日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成21年6月18日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条第1号イの事項の改正規定は、同年3月23日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第2号抄）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。（後略）

附 則（令和5年警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。